

資生堂健康保険組合公告第 654 号

令和 4 年 3 月 11 日

資生堂健康保険組合
理事長 芦田 恵美子

公告

資生堂健康保険組合規約の一部変更について

資生堂健康保険組合規約の一部変更の認可申請について、関東信越厚生局より承認されましたので公告いたします。

記

令和4年4月1日以降、新たに任意継続被保険者となる方の標準報酬月額を、資格喪失時の標準報酬月額とすることとする。

なお、令和4年3月31日以前に任意継続被保険者となられた方については、当規約の変更は適用しないものとする。

以上